

## 狩猟鳥獣の次回（H29 年度）見直しに係るモニタリング情報

### 1. 狩猟鳥獣の見直しに係るモニタリング情報についての基本的考え方

- 狩猟鳥獣については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、その生息状況が悪化した際には、捕獲制限や狩猟鳥獣の指定解除等を行うことによって保護を図っている。
- 狩猟鳥獣の捕獲制限や指定解除等については、環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の改定に併せて、5年ごとに見直しを行うこととしている。
- 以上から、狩猟鳥獣の見直しの検討には、生息状況のモニタリングが不可欠である。また、生息数や分布の減少等、「生息状況が悪化したか」については、資源管理のために特に重要なモニタリング情報であると考えられる。

### 2. 狩猟鳥獣の見直しに係るモニタリング情報

前回見直し時においては、鳥獣関係統計、自然環境保全基礎調査報告書、ガンカモ類の生息調査報告書、国・県のレッドリスト等を狩猟鳥獣の生息状況等に係るモニタリング情報として活用された。

本検討会に係る調査検討を踏まえ、次回見直し時には、基本的な狩猟鳥獣のモニタリング情報として、下表（下線部）のとおり新たな情報を追加すべき。

※次回見直しに向けては、平成 28 年度に、有識者による検討会や都道府県・関係団体からのヒアリング等による検討を開始予定。

※実際の見直し検討は平成 28（2016）年度開始予定だが、その際用いるデータとしては、平成 25-26（2013-2014）年度時点のものが最新の情報となる。

（表）狩猟鳥獣の見直しに係るモニタリング情報

生息動向に係る指標	基本的なモニタリング情報
絶滅のおそれ	○環境省第レッドリスト ○都道府県レッドデータブック 環境省及び都道府県の最新の RL 等により把握（各都道府県 RL 等から、環境省 RL において絶滅危惧Ⅱ類以上に相当するものの件数を整理）。
分布状況	○自然環境保全基礎調査（環境省事業）等 【鳥類】繁殖期の分布を第 6 回（2004 年）の結果から把握。冬季分布は第 3 回（1988 年）調査結果から把握。また、一部の種については別途調査結果などを活用。

	<p>【獣類】ニホンジカ、ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマは、第2回（1980年）と第6回（2004年）の結果から、この間の分布変化を把握。他の種は、第5回調査（2002年）から分布を把握。</p> <p>○<u>野生鳥獣情報システム「WIS」（都道府県等からの報告）</u>  <u>平成18（2006）年度から平成25（2013）年度までの狩猟及び許可捕獲の位置情報を近年の分布情報として整理。</u>  <u>※ただし、全都道府県の捕獲位置情報が把握できているわけではない。</u></p>
捕獲状況	○鳥獣関係統計（都道府県等からの報告） 年毎の捕獲数を把握。狩猟捕獲数と有害鳥獣捕獲数の推移や、過去10年程度の状況から捕獲規模（オーダー）等を整理。
個体数動向	○鳥獣関係統計（都道府県等からの報告）等 <u>中小型獣類など、個体数動向に係る情報が不足していると考えられる鳥獣は、狩猟者の捕獲動向と捕獲数の関係性を把握。</u> 【鳥類】 ・ガンカモ類等は、ガンカモ類の生息調査結果を活用。 ・バン及びタシギは、モニタリングサイト1000による調査結果を可能な限り活用。 ・ヤマドリは、各都道府県による出合数調査結果を、適切な分析手法によって可能な限り活用。 【獣類】 ・一部の獣類は、自然環境保全基礎調査（特定哺乳類生息状況調査）を参考に個体数動向を把握。
被害状況	○農作物被害状況（農林水産省資料） ○森林被害状況（林野庁資料） 全国の状況を農林水産省と林野庁ホームページ等により把握。
特定計画の作成状況	○特定鳥獣保護管理計画（都道府県等からの報告） 特定計画を作成し、対象種の科学的・計画的な保護管理に努めている都道府県の数や施策等を把握。

### 3. 狩猟鳥獣の見直しに係るモニタリング情報（検討用資料の例）

※赤枠は、次回見直し時には活用可能と考えられるモニタリング情報（以下同じ）。

(1) ヤマドリ (*Syrmaticus soemmerringii*)

【絶滅のおそれ】

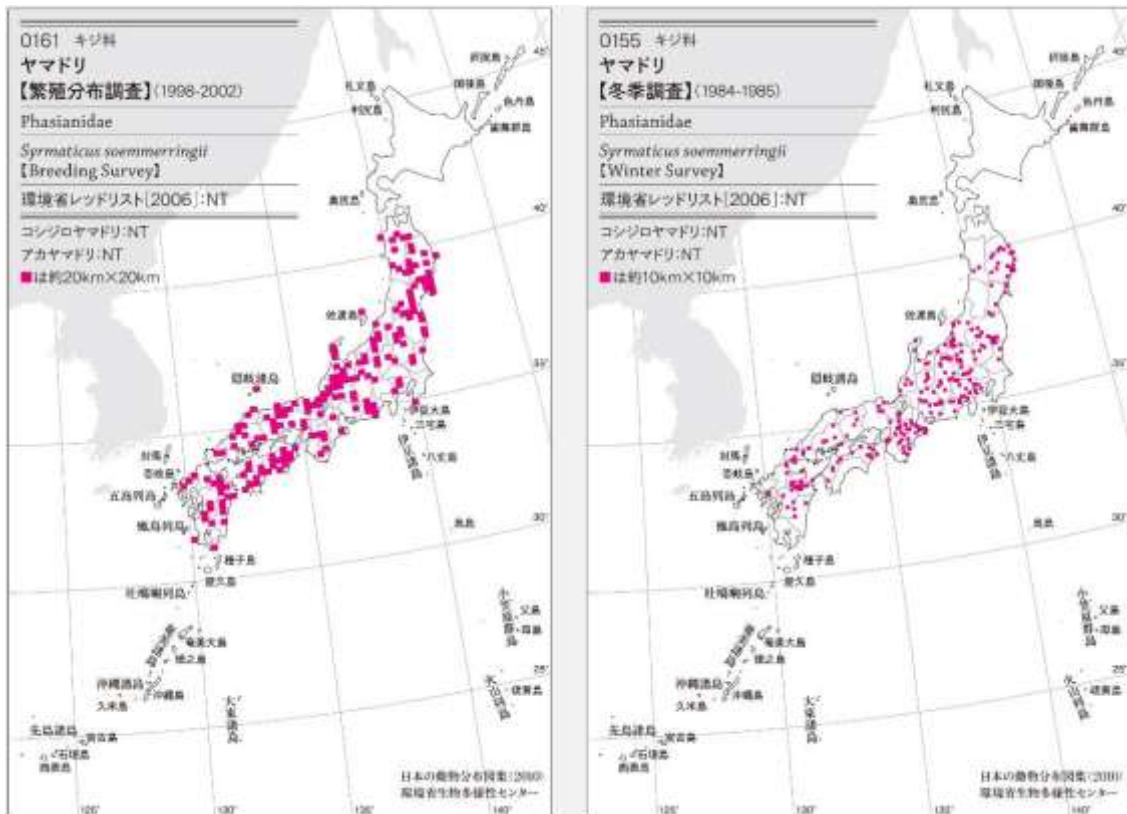
環境省レッドリスト：NT

都道府県レッドリスト：25 都府県（環境省 RL の VU 以上相当：5 都県）

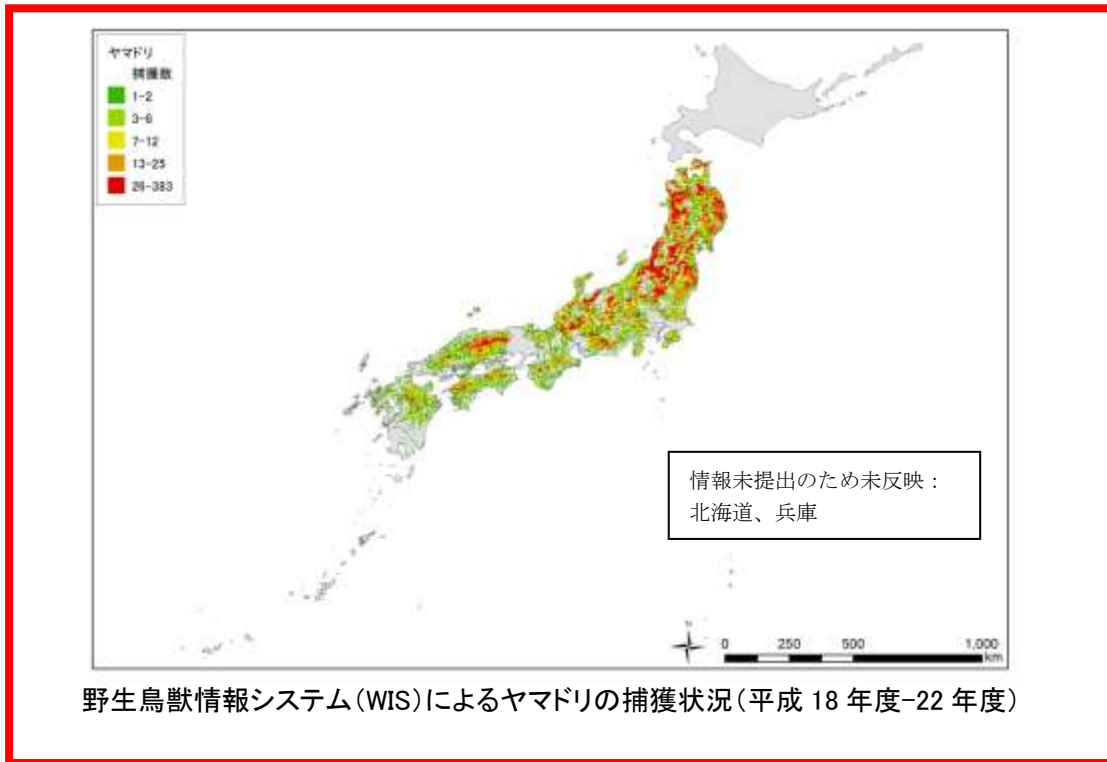
北海道・東北（2 県）	青森県（C）・岩手県（D）
関東・甲信越・北陸 （6 都県）	栃木県（C）・千葉県（C）・東京都（北多摩：DD、南多摩：EN、西多摩：VU）・神奈川県（絶滅危惧Ⅱ類）・静岡県（NT）・石川県（NT）
中部・東海・近畿 （7 府県）	岐阜県（準絶滅危惧）・三重県（NT）・滋賀県（その他重要種）・京都府（準絶滅危惧種）・大阪府（準絶滅危惧）・兵庫県（要注目種）・和歌山県（準絶滅危惧）
中国・四国（4 県）	山口県（EN）・香川県（NT）・愛媛県（NT）・高知県（DD）
九州・沖縄（6 県）	福岡県（絶滅危惧Ⅱ類）・佐賀県（情報不足種）・長崎県（NT）・熊本県（NT）・大分県（NT）・宮崎県（NT）

【特定計画策定都道府県】なし

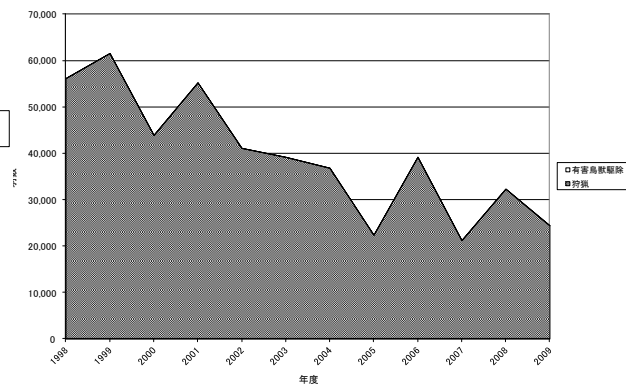
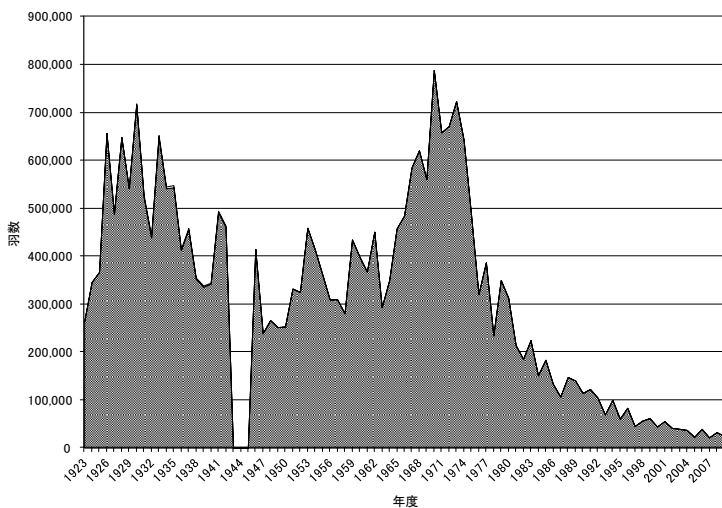
【分布状況】本州から九州に分布する日本の固有種。



第6回基礎調査(左)及び第3回基礎調査(右)分布図(ヤマドリ)



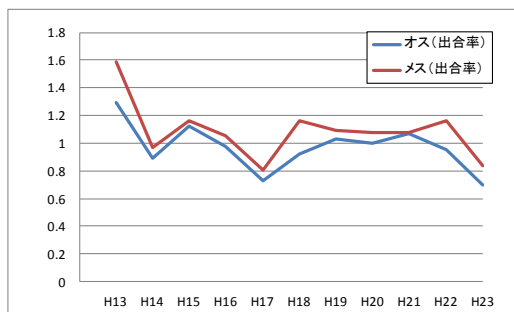
【捕獲状況及び個体数動向】



ヤマドリの狩猟個体数と有害捕獲数の推移

近年の推移

年度	聴取人数 (人)	ヤマドリ			合計 (羽)	オス(出 合率)	メス(出 合率)
		オス (羽)	メス (羽)	性別不明			
H13	310	400	492	54	948	1.290323	1.587097
H14	253	225	245	25	495	0.889328	0.968379
H15	468	525	544	48	1,117	1.121795	1.162393
H16	235	229	247	17	493	0.974468	1.051064
H17	317	231	255	20	506	0.728707	0.804416
H18	436	402	507	22	931	0.922018	1.162844
H19	452	465	495	44	1,004	1.028761	1.095133
H20	494	493	531	26	1,050	0.997976	1.074899
H21	309	331	332	25	688	1.071197	1.074434
H22	387	369	449	15	833	0.953488	1.160207
H23	320	223	268	26	517	0.696875	0.8375



秋田県におけるヤマドリ出合数調査における出合率

【被害状況】 情報なし

(2) ヤマシギ (*Scolopax rusticola*)

【絶滅のおそれ】

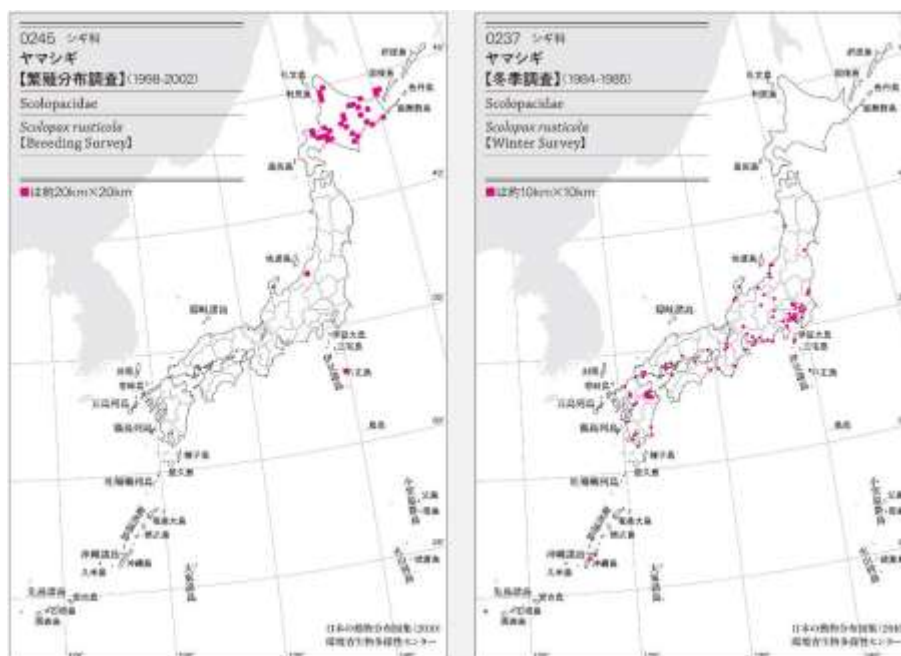
環境省レッドリスト：－

都道府県レッドリスト：25 都府県（環境省 RL の VU 以上相当：5 都府県）

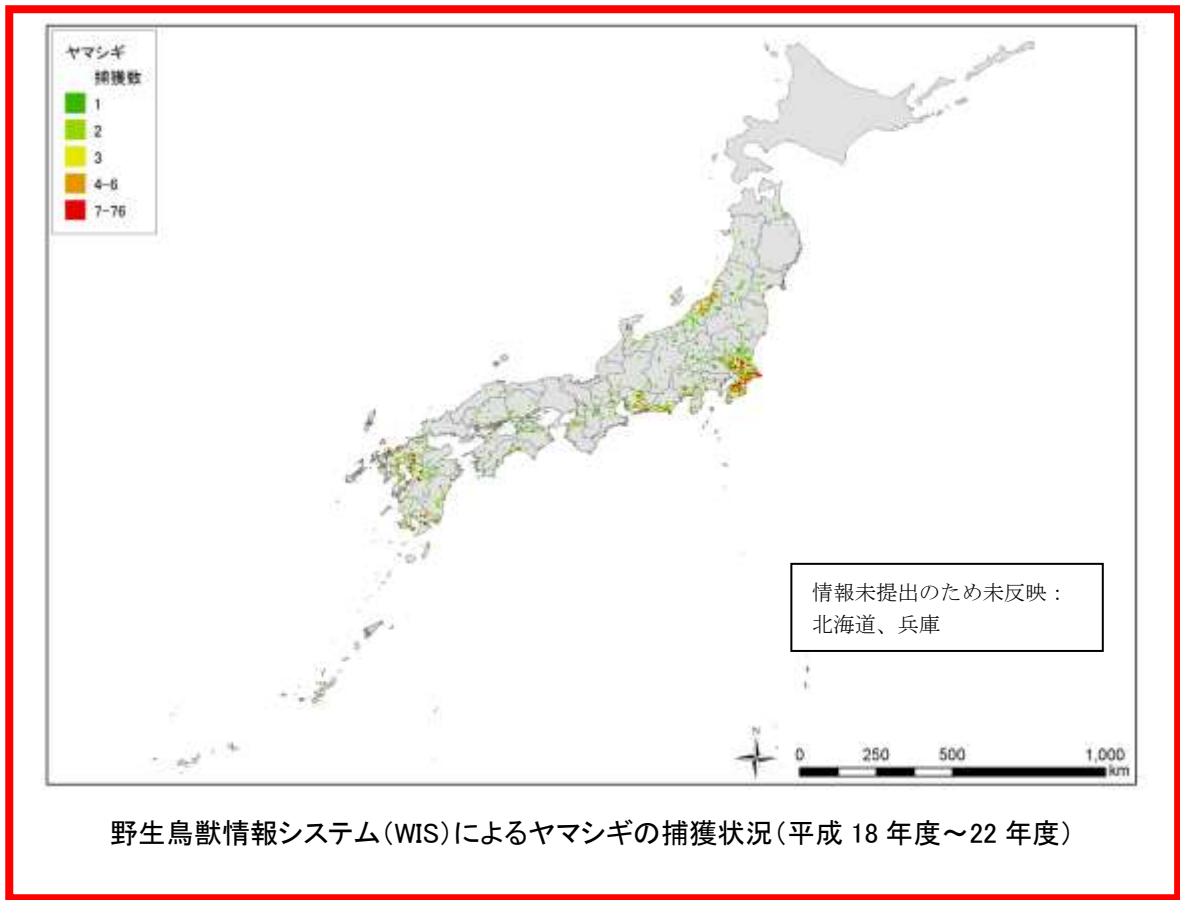
北海道・東北（5 県）	青森県 (B)・岩手県 (C)・秋田県 (NT)・山形県 (NT)・福島県 (NE)
関東・甲信越・北陸（8 都県）	栃木県 (C)・群馬県 (DD)・埼玉県 (NT)・東京都 (区部：VU、北多摩：VU、南多摩：VU、西多摩：VU、伊豆：NT)・神奈川県 (希少種)・石川県 (NT)・福井県 (県域準絶滅危惧)・山梨県 (DD)・長野県 (DD)
中部・東海・近畿（8 府県）	静岡県 (DD)・愛知県 (NT)・滋賀県 (希少種)・京都府 (絶滅危惧種)・大阪府 (準絶滅危惧)・兵庫県 (B)・奈良県 (希少種)・和歌山県 (絶滅危惧 I B 類)
中国・四国（3 県）	山口県 (NT)・徳島県 (準絶滅危惧)・高知県 (NT)
九州・沖縄（1 県）	長崎県 (NT)

【特定計画策定都道府県】なし

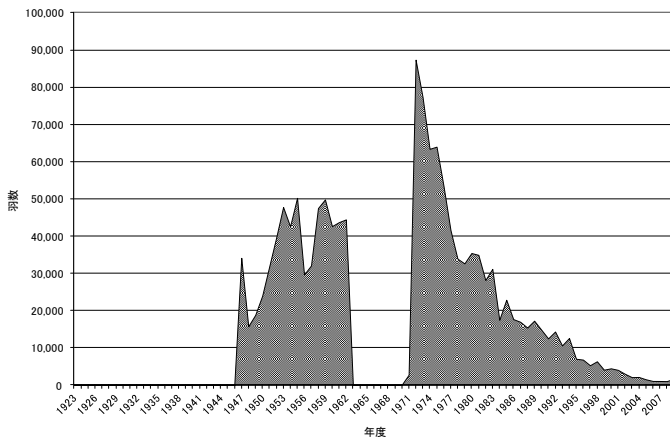
【分布状況】北海道から本州中部にかけてと、伊豆諸島などで繁殖記録がある。東北地方南部から四国、九州、沖縄にかけての各地で越冬。



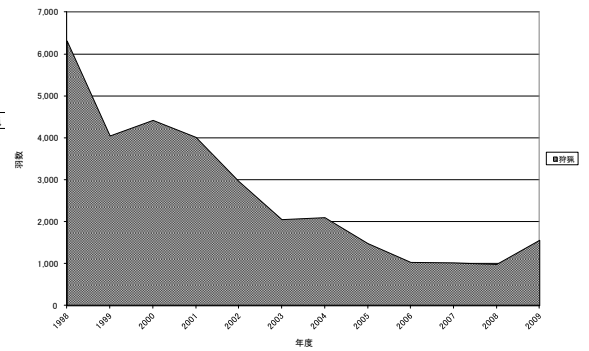
第6回基礎調査(左)及び第3回基礎調査(右)分布図(ヤマシギ)



【捕獲状況及び個体数動向】



ヤマシギの狩猟個体数の推移



近年の推移

【被害状況】 情報なし

(3) ノウサギ (*Lepus brachyurus*)

【絶滅のおそれ】

環境省レッドリスト：NT (亜種サドノウサギ)

都道府県レッドリスト：5 都県 (環境省 RL の VU 以上相当：1 都)

北海道・東北	—
関東・甲信越・北陸 (3 都県)	埼玉県 (RT)・東京都 (区部：DD、北多摩：VU)・新潟県 (NT)
中部・東海・近畿	—
中国・四国 (1 県)	山口県 (亜種キュウシュウノウサギ：NT、亜種トウホクノウサギ：DD)
九州・沖縄 (1 県)	鹿児島県 (分布特性上重要)

【特定計画策定都道府県】なし

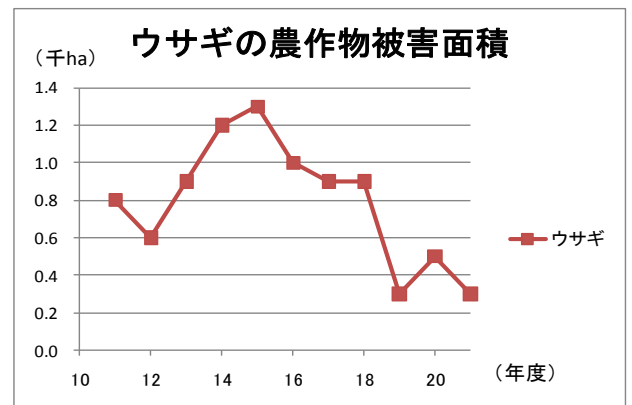
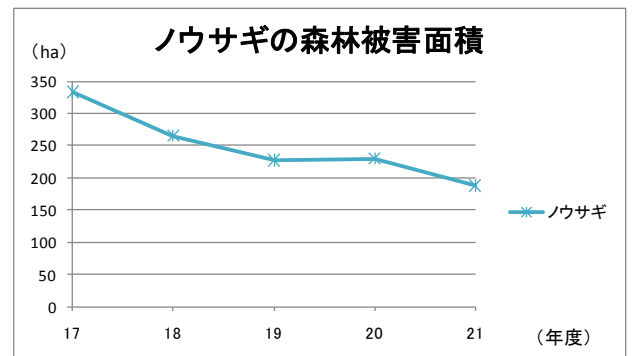
【分布状況】

本州、四国、九州の他、いくつかの島嶼部で広く分布が確認されている。

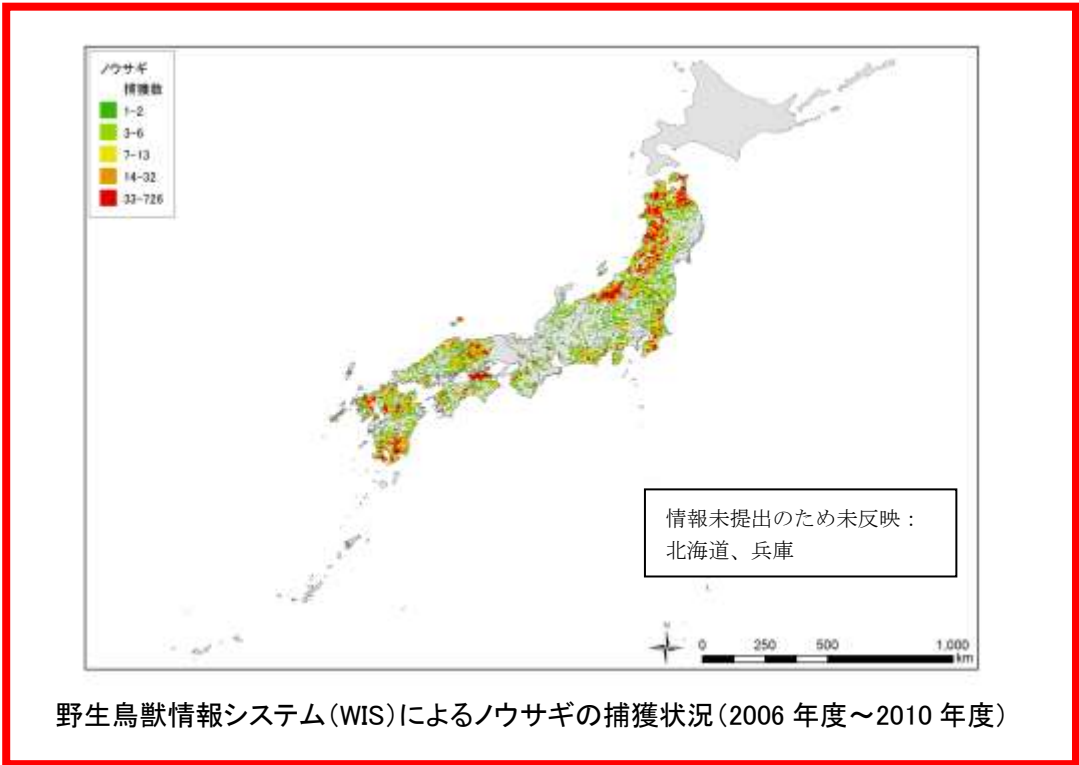


第6回基礎調査分布図(ノウサギ)

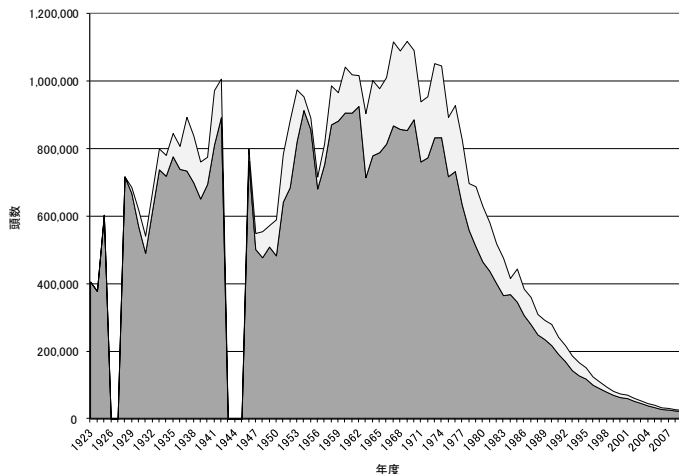
【被害状況】



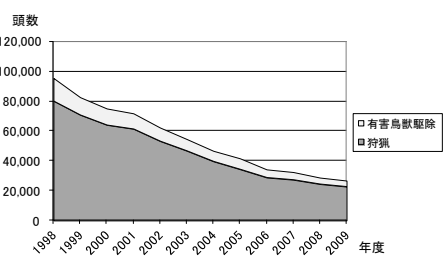




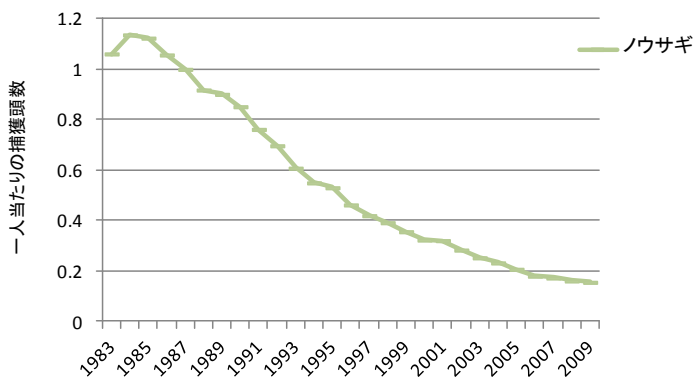
【捕獲状況及び個体数動向】



ノウサギの狩猟個体数と有害捕獲数の推移



近年の推移



近年の狩猟登録者一人当たり捕獲数

狩猟者の動向の変化		
	一人当たりの捕獲数	
1983年	1.061頭	
2009年	0.155頭	
変動幅	-0.906	
	捕獲意欲	出猟状況
狩猟免許取得当時	64.2%	52.5%
現在(2013年)	22.3%	20.0%
変動幅	-42.0	-32.5